

別紙1

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度若草山焼き行事の有料観覧エリアの管理・運営等業務

2 目的

古都奈良に早春を告げる伝統行事「若草山焼き行事」を訪れる観覧者が安全に若草山焼きを観覧できるよう、有料観覧エリアである若草山麓エリアの運営・管理のほか観覧者の分散に資するイベント等を実施することにより、行事の安全確保と来場者の満足度向上を図る。

3 委託上限額

6,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5 行事概要

開催日：令和8年1月24日（土） 荒天中止

開催場所：若草山山麓（奈良県奈良市春日野町）ほか 奈良公園周辺

(1) 若草山焼き行事

・16時45分～18時30分

祭典（飛火野）→松明点火（水谷茶屋周辺）→野上神社祭典→花火打ち上げ→点火

(2) 若草山麓イベント

・15時～19時

おもてなし企画の実施※（17時～18時30分を除く）

※企画提案により、この時間を超えて実施することも可能とする。

・17時～17時20分 消防団による出発式典

(3) 春日野園地及び浮雲園地イベント

・13時～19時 浮雲園地観光案内ブースの設置

・17時～19時 春日野園地内での集客イベント※

※企画提案により、この時間を超えて実施することも可能とする。

6 委託業務内容

(1) 若草山焼き行事

・若草山焼き行事（野上神社祭典）の司会・進行管理

## (2) 有料観覧エリアの管理・運営

- ・有料観覧エリアの来場者誘導にかかる導線計画の立案
- ・有料観覧エリアの動線確保
- ・有料観覧エリアの誘導（警備）スタッフの配置、統率
- ・有料観覧エリアの入場ゲートでの受付業務（再入場含む）
- ・その他若草山麓内（有料観覧エリア）で実施するおもてなし企画や来場者の誘導について運営・安全確保のために必要な業務

### ◎留意事項

※有料観覧エリアの位置及び現時点で想定している来場者の誘導導線を別添「資料1」及び「資料2」にて示す。当該図面を参照のうえ、導線計画を立案し、運営体制を構築すること。

※若草山麓内（有料観覧エリア）の導線計画については、有料観覧エリア内の来場者を安全かつ円滑に入退場させられるよう若草山焼き行事実行委員会（以下「実行委員会」とする）と綿密に協議のうえで作成すること。

※有料観覧エリアの導線計画の立案にあたっては、受付が完了した来場者の出入り自由（再入場）を前提とし、実行委員会が事前に販売する紙チケット（または紙チケットと電子チケットの併用を想定）を持参した来場者が確実に円滑に有料観覧エリアへ入場できるよう、現場の混雑状況やネットワーク環境等を踏まえ、時間あたりの対応可能人数を試算したうえで、受付の方法及び設置場所を検討内容に含めること。

※受付開始時間については、当日14時まで別イベントを実施しているため、15時以降の時間帯に設定すること。

※有料エリアの誘導スタッフにあたっては、最低10名以上のスタッフを配置すること。具体的な配置人数や業務内容については、誘導導線等の計画に応じて関係機関との協議結果を踏まえ、実行委員会と協議のうえ決定すること。

※受付には実行委員会が設置する本部や誘導スタッフ等と連絡をとることができる管理者を1名以上配置し、トラブルの対応や運営状況の把握・報告を行うこと。複数箇所に受付を設置する場合、受付ごとに管理者を配置すること。

※若草山麓内（有料観覧エリア）における当日の受付業務や来場者の誘導・導線確保については実行委員会スタッフや警察官とも連携して業務を執り行うこと。

## (3) 若草山麓イベント

- ・消防団による出発式典の司会・進行管理
- ・山麓おもてなし企画の企画・運営・進行
- ・進行台本等の作成

#### ◎留意事項

※若草山焼き行事等の円滑な進行業務を行う司会者を配置すること。進行内容を外国人観光客にも伝えられるよう人員を配置すること。

※若草山麓イベントは若草山焼き行事の一環として実施している消防団出発式典の司会・進行管理に加え、有料観覧エリアに入る来場者を対象に満足度を向上させるようなおもてなし企画を行うこと。

※山麓おもてなし企画については、有料観覧者の入場（受付）時間も考慮し、若草山焼き行事が始まるまでの待ち時間や導線上での滞留にも配慮した企画内容及び実施時間を設計すること。山麓おもてなし企画で物販等を実施する場合は、奈良の特産品を含むなど、地域性を反映し、観光客の満足度が高まるための工夫をすること。また、販売数量や単価等については、別途実行委員会と協議すること。本業務によって販売する商品の販売収益については、本業務を履行するために必要な経費に充てること。

※会場の既定部分については、資料3「会場図」のとおりとする。

※若草山麓イベントの実施にあたっては、上記(1)若草山焼き行事、(2)有料観覧エリアの管理・運営を踏まえて、来場者へ若草山焼き行事やおもてなし企画の案内や迷子対応等の緊急時の対応ができる実施体制を考慮すること。

#### (4) 春日野園地・浮雲園地イベント

- ・春日野園地を利用した来場者向け集客イベントの企画・運営・進行
- ・観光案内ブースの企画・運営・進行（浮雲園地）

#### ◎留意事項

※春日野園地・浮雲園地等イベントは、無料観覧者を対象に集客効果があり、観覧者の時間的・場所的な分散を目的とした企画内容とすること。

※春日野園地イベントの実施時間については、最短経路や一部観覧エリアへの一極集中を避け、特に帰宅時の混雑を緩和するため、来場者動線の分散に寄与するイベントの実施時間を設定すること。

※観光案内ブースについては、外国人観光客への言語対応等について配慮すること。

#### (5) 会場設営・運営・管理

- ・場内放送設備の設置及び撤去（消防団式典用・野上神社祭典用のマイク設置も含む。）
- ・消防団出発式典にかかる演台の設置及び撤去（若草山麓内）
- ・音響（会場）の設置及び撤去（若草山麓、春日野園地）
- ・観光案内ブース等のテントの設置及び撤去
- ・会場全体図の作成
- ・備品の設置及び撤去

## ◎留意事項

- ※消防団出発式典には300～350人の消防団員等が参加し、来賓が挨拶を行う。来賓（4名程度）が挨拶をおこなえる演台を手配し、設置及び撤去すること  
また、実行委員会と協力し、消防団員300～350名が整列するスペース（祭典時）、その後各員の配置場所へ移動できる動線の確保につとめること。
- ※野上神社祭典には、神職、僧侶（計10名程度）のほか、7名程度の来賓、20名程度の聖火行列参列者が出席するので、祭典中の配置及び祭典前後の動線確保に留意すること。
- ※若草山麓おもてなし企画や観光案内ブースについては、占用空間も含め設置場所を検討すること。
- ※各設備への電気送電については、別途当実行委員会と協議をすること。なお、電気代については実行委員会で調整を行うため、受託者は負担を要しない。

## (6) その他

- ・受託者は、必要に応じて適宜当実行委員会と打ち合わせを行うこと。
- ・天候、地震等危機管理上必要な対策について、当実行委員会と協力し行うこと。

## 7 業務履行場所

若草山麓及び実行委員会が指定する場所

## 8 業務実施体制

本業務を行うため、本業務に必要とされる経験、知識及び技術を有した専任者を配置し、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

## 9 成果品等の納品

- (1) 山麓来場者の導線計画を立案し、検討の経緯や最終の導線計画等をまとめた文書もしくは記録媒体を提出すること。提出期日（12月末頃を想定）及び提出方法については別途実行委員会と協議すること。
- (2) 事業実施に係る取組の経過や成果等をまとめた実施報告書を2部作成し、契約期間内に提出すること。
- (3) 式典等を記録した静止画像また映像を整理・編集した記録媒体を1点作成し、  
(2) 実施報告書に併せて提出すること。

## 10 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

#### 1.1 その他留意事項

- (1) 本業務の実施の際に生じた特許権・著作権等の知的財産権は、原則として委託者である実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (3) 採択された企画提案書をベースに、受託者との協議のうえ本業務仕様書を決定する。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと当実行委員会が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、受託者と協議のうえ、本業務仕様書の一部変更、修正等を行うことができるものとする。
- (4) 本業務を履行する際には、受託者は関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度当実行委員会と協議するものとする。